

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

横川目グループホーム長寿園
あいさりグループホーム長寿園
はとおかざきグループホーム長寿園

1. 感染症対策に関する基本的な考え方

各事業所は、事業所内や入居者において感染症が発生した際、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素の感染予防対策や感染症発生時に迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、法人全体で取り組みを推進する。

2. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための委員会

施設内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染所対策委員会を設置する。

（1）感染症対策委員会の構成

委員会のメンバーは次のとおりとする。

- ・施設長
- ・管理者
- ・計画作成担当者
- ・介護職員
- ・その他管理者が必要と認める者

（2）感染症対策委員会の開催

定期的に6月に1回開催すると共に、必要時には随時開催する。

（3）感染症対策委員会の役割

- ① 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ② 各指針・各マニュアル等の作成
- ③ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- ④ 入居者・職員の健康状態の把握と対応策
- ⑤ 新規入居者の感染症の既往の把握と対応策
- ⑥ 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- ⑦ 感染対策実施状況の把握と評価

3. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する各職種の役割

感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいた役割を担う。

(管理者)

- ・感染症、食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任
- ・感染症発生時の行政報告
- ・感染症発生時の状況把握及び指示
- ・緊急時連絡体制の整備（行政機関、家族等）
- ・発生時及びまん延防止の対応
- ・家族への対応
- ・医師、協力病院等との連携
- ・ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ・衛生管理、安全管理の指導
- ・面会、外来者への指導
- ・予防対策への啓発活動
- ・早期発見、早期予防の取り組み
- ・経過記録の整備
- ・職員への教育

(介護職員)

- ・各マニュアルに沿ったケアの確立
- ・看護職員、管理栄養士等との連携
- ・入居者の状態把握
- ・衛生管理の徹底
- ・経過記録の整備

(栄養士)

- ・食品管理、衛生管理の指導
- ・食中毒予防の教育、指導の徹底

4. 平常時の対応

① 事業所内の衛生管理

- ・感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
- ・手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、衛生管理、清潔の保持に努める。

② 感染症予防と対策

- ・日頃から職員の手洗い、手指消毒、うがいを徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用する。
- ・入居者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策への協力を依頼する。
また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・入居者の異常の兆候ができるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底

- ・マスクの着用や手指の消毒等、感染症対策の協力を依頼する。
- ・感染状況によっては面会・外来の制限を行う。

④ 日常の予防対策及び対処法、感染症ごとの予防と対策については、「感染症対策マニュアル」に従い対応する。

5. 感染症発生時の対応

感染症・食中毒が発生した場合は、それが疑われる状況が生じた時は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（別紙1）」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

① 発生状況の把握

- ・感染症が発生した時、又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかに入居者と職員の症状の有無を確認、速やかに管理者に報告すること。

② まん延防止のための措置

感染症もしくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、まん延防止のため速やかに以下の事項に従って対応すること。

- ・管理者は、看護師や医師の指示を仰ぎ、事業所内の職員に指示、助言を行うこと。
- ・感染者に直接対応する職員を限定すること。
- ・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

- ・管理者等の指示を仰ぎ、必要に応じて事業所内の消毒を行うこと。
- ・管理者等の指示に基づき、必要に応じて感染者の隔離等を行うこと。
- ・感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止すること。
- ・別に定める「感染症対策マニュアル」に従い、個別の感染対策を実施すること。

③ 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・嘱託医、協力機関の医師
 - ・保健所
 - ・主管課
-
- ・情報収集、関連機関との連携を図り、場合によっては医療機関への入院などの手配を行うこと。
 - ・速やかに施設長への報告を行うとともに、法人内その他事業所への情報提供や出入りの制限など適切な対応を行うこと。

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・職員への周知
- ・家族への情報提供と状況の説明

④ 行政への報告

管理者は、別紙1の手順に従い、報告が必要な場合には迅速に主管課と保健所に以下の内容を報告するとともに、対応の相談をすること。

- ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者的人数
- イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ) 上記の入居者への対応や施設における対応状況等

・以下の報告基準にのっとり、迅速に市や県の介護保険担当部署に報告する。報告が必要な場合は次のとおりとする。

- ① 同一の感染症又はそれが疑われる死亡者や重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症の患者、それが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
- ③ 上記以外の場合であっても、各自治体の基準により報告が必要な場合、または通常の

発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

6. 感染症関連マニュアル

感染症対策マニュアルは職員に周知徹底し、最新の見知に対応するように定期的に見直すものとし、必要に応じて、委員会に改定を進言する。

感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、設備・機器の消毒等感染対策に努める。

4. 研修及び訓練

(1) 職員研修

感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図る事を目的に実施する。

- ・職員研修は年2回以上実施し、出席できなかった職員には資料配布・内容の伝達等により周知を図る。また、必要時応じて随時開催する。
- ・新任者を対象に事業所内で感染管理に関する研修を実施する。

(2) 訓練

- ・実際に感染症が発生した際は迅速に行動できるよう、発生時の具体的な対応、役割分担、感染対策をしたうえでの介助方法等の確認、シミレーションすることを目的に実施する。
- ・訓練は、年2回以上、定期的に実施する。

5. その他

(1) 閲覧

- ・「感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針」は、事業所内に備え付け、入居者や家族が自由に閲覧できるように法人のホームページにも掲載し、いつでも自由に閲覧できるようにする。

(2) 見直し

- ・「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」は、感染症対策委員会において定期的に確認し、必要に応じて、改定を速やかに実施する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。